

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	7
4. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 5
5. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 6
6. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 7
7. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	1 8
8. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	1 9
9. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	2 1
10. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	2 3
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	2 4
12. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	3 1
13. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	3 3

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号から第3号<u>まで</u>の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合</p> <p>第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表</p> <p>7～12 (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号から第3号の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合</p> <p>第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表</p> <p>7～12 (略)</p>
<p>(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)</p> <p>第4条の2 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等の上場申請を行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項<u>まで</u>及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。</p>	<p>(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)</p> <p>第4条の2 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等の上場申請を行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項及び第3条の2<u>までに</u>規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。</p>

4～6 (略)

(Q-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合)

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ-Boardへの上場申請を行うことができるものとする。

2 (略)

3 第1項の規定によりQ-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4・5 (略)

(市場の変更の特例)

第12条の9 上場市場の変更の申請(第11条の4第1項に規定する申請をいう。以下この条において同じ。)に基づき当該上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該上場市場の変更申請に係る宣誓書(第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行う。

(1) 特別注意銘柄の指定

本所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券等を、株券上場廃止基準第3条の5第1項各号の規定により特別注意銘柄に指定する場合

(2) (略)

2 (略)

4～6 (略)

(Q-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合)

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ-Boardへの上場申請を行うことができるものとする。

2 (略)

3 第1項の規定によりQ-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項及び第3条の2までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4・5 (略)

(市場の変更の特例)

第12条の9 上場市場の変更の申請(第11条の4第1項に規定する申請をいう。以下この条において同じ。)に基づき当該上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該上場市場の変更申請に係る宣誓書(第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行う。

(1) 特設注意市場銘柄の指定

本所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、株券上場廃止基準第3条の5第1項各号の規定により特設注意市場銘柄に指定する場合

(2) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p><u>15 株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</u></p> <p><u>16 株券上場廃止基準第3条の5第4項第2号、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内(本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内)に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</u></p> <p>(改善状況報告書等の提出)</p> <p>第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。<u>ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)</u></p> <p>第14条の3 本所は、株券上場廃止基準第3条</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(改善状況報告書等の提出)</p> <p>第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p>

の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。

2 株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券等の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3 前条第3項、第4項並びに第6項第1号及び第2号の規定は、第1項の改善状況報告書について準用する。

4 前条第6項第3号の規定は、第2項の報告について準用する。

5 第14条第2項から第4項までの規定は、前2項において準用する前条第6項の改善報告書について準用する。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。
- 3 改正後の第2条第13項及び第14項の規定は、この改正規定施行日の日（以下「施行日」という。）以後に特別注意銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施

行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

- 4 改正後の第14条の3の規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>特別注意銘柄等</u></p> <p>次のaからgまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからgまでに定める場合に該当するとき</p> <p>a 第3条の5第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと本所が認めるとき</p> <p><u>上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと本所が認める場合</u></p> <p>b 第3条の5第1項の規定により<u>特別注意銘柄</u>へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p> <p>上場会社の内部管理体制等が<u>適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合</u></p> <p>c 第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合</p> <p>上場会社の内部管理体制等が<u>適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合</u></p> <p>d 第3条の5第4項第2号aの規定により<u>特別注意銘柄</u>の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p> <p>上場会社の内部管理体制等が<u>適切に整</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>特設注意市場銘柄等</u></p> <p>次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき</p> <p>a 第3条の5第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと本所が認めるとき</p> <p><u>当該内部管理体制等について改善の見込みがないと本所が認める場合</u></p> <p>b 第3条の5第1項の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p> <p>上場会社の内部管理体制等について<u>改善の見込みがなくなったと本所が認める場合</u></p> <p>c 第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合</p> <p>上場会社の内部管理体制等について<u>改善がなされなかったと本所が認める場合</u> (<u>上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと本所が認める場合に限る。</u>)</p> <p>d 第3条の5第4項第2号の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p> <p>上場会社の内部管理体制等について<u>改</u></p>

備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなると本所が認める場合

e 第3条の5第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

f 第3条の5第4項第2号b、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であって、同条第8項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

g 第3条の5第8項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

(12)～(20) (略)

2～4 (略)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

(1)～(5) (略)

2 前項の規定により、特別注意銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定によ

善の見込みがなくなると本所が認める場合

e 第3条の5第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかったと本所が認める場合

(新設)

(新設)

(12)～(20) (略)

2～4 (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1)～(5) (略)

2 前項の規定により、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により

り報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次号bに該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 次のa又はbに該当する場合

a 内部管理体制等が適切に整備されていると本所が認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等が適切に運用される見込みがなくなると本所が認める場合を除く。）

b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合

(b) 次に掲げるイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに該当する場合

イ 本則市場に上場する上場会社

第2条第1項第1号、第2号a、第4号、第5号、同条第3項第2号、第3号a、同条第1項第1号又は第4号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1項第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

ロ Q-Boardに上場する上場会社

第2条の2第1項第1号、第3

報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等に問題があると認められない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等に問題があると本所が認める場合（第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合を除く。）

特設注意市場銘柄の指定の継続

号、第3号の2、第4号の規定による第2条第1項第5号、同条第3項1号、第3号、同条第1項第1号又は第3号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条の2第1項第4号の規定による第2条1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

#### 特別注意銘柄の指定の継続

- 5 前項第2号aの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。
- 6 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。
- 7 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次号に該当する場合を除く。）

#### 特別注意銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次のa又はbに該当する場合

- a 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合
- b 次に掲げる(a)又は(b)の区分に従い、当該(a)又は(b)に該当する場合

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 本所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。

(a) 本則市場に上場する上場会社

第2条第1項第1号、第2号a、第4号、第5号、同条第3項第2号、第3号a、同条第1項第1号又は第4号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1項第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

(b) Q-Boardに上場する上場会社

第2条の2第1項第1号、第3号、第3号の2、第4号の規定による第2条第1項第5号、同条第3項第1号、第3号、第2条の2第1項第1号又は第3号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条の2第1項第4号の規定による第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

8 第4項第2号b、前項第2号又は第10項第 (新設)

1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度(本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度)の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

9 本所は、前項の規定により再提出された内部 (新設)

管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

10 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の (新設)

各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。  
この場合における当該各号に掲げる審査の区分は、本所が定めるところによる。

(1) 第一回目の審査又は第二回目の審査

- a 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次のbに該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

- b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の

(a) 又は (b) に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合

(b) 次に掲げるイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに該当する場合

イ 本則市場に上場する上場会社

第2条第1項第1号、第2号a、第4号、第5号、同条第3項第2号、第3号a、同条第1項第1号又は第4号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1項第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

ロ Q-Boardに上場する上場会社

第2条の2第1項第1号、第3号、第3号の2、第4号の規定による第2条第1項第5号、同条第3項第1号、第3号、第2条の2第1項第1号又は第3号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条の2第1項第

4号の規定による第2条1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

(2) 第三回目の審査

内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合は、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

1.1 第1項の規定により特別注意銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

1.2 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社が、次の各号に該当する場合には、本所が定める日に、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

(1) 有価証券上場規程第12条の3の規定により当該上場株券等の市場区分の変更申請を行い、本所が市場区分の変更を適当と認めた場合

(2) 有価証券上場規程第12条の8第1項の規定により、第12条の7第2項又は第3項に定める本所が定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該本所が定める基準に適合していると本所が認めた場合

(3) 第3条の2第2項の規定により、第2条第1項第9号に定める本所が定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該本所が定める基準に適合していると本所が認めた場合

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等は、施行日において、

8 第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

（新設）

特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。

- 3 改正後の第2条、第3条の5第1項、第4項、第5項、第7項から第10項まで及び第12項の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別注意銘柄の指定及び解除)</p> <p>第4条の3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(特設注意市場銘柄の指定及び解除)</p> <p>第4条の3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。</p>

**債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別注意銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第6条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第6条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。</p>

**有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(特別注意銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条 本所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する<u>特別注意銘柄</u>に指定されたとき。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(特設注意市場銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条 本所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されたとき。</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券（内国法人の発行する株券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特別注意銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券（内国法人の発行する株券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特設注意市場銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>
<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特別注意銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特設注意市場銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選</p>	<p>(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選</p>

定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～10 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～6 (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～10 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～6 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10. の2 第4条の2（本則市場への上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次のaからc<u>までに</u>掲げる書類とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(c)<u>までに</u>掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)<u>までに</u>掲げる書類</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) (1)から前(7)<u>までの</u>ほか、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。</p>	<p>10. の2 第4条の2（本則市場への上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次のaからcに掲げる書類とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(c)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)に掲げる書類</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) (1)から前(7)のほか、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。</p>
<p>10. の3 第4条の3（Q-Boardへの上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次のaからc<u>までに</u>掲げる書類とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(c)<u>までに</u>掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)<u>までに</u>掲げる書類</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>10. の3 第4条の3（Q-Boardへの上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次のaからcに掲げる書類とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(c)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)に掲げる書類</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p>10. の4 第4条の4（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>10. の4 第4条の4（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) (1) から前 (3) までのほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の申請の手続、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

14. の2 第10条の3 (新株予約権証券の上場) 関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) (略)

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ~リ (略)

ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定により特別注意銘柄に指定されている場合

(c) ~ (e) (略)

b・c (略)

(6) (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

(4) (1) から前 (3) のほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の手続、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

14. の2 第10条の3 (新株予約権証券の上場) 関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) (略)

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ~リ (略)

ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定により特設注意市場銘柄に指定されている場合

(c) ~ (e) (略)

b・c (略)

(6) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) 第1項の規定において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、<u>会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、株券上場審査基準の取扱い1. (2) bからeまでに定める審査に準じて行う審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとし、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場の変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において、株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定に基づく特別注意銘柄の指定を受けた場合又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあっては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p> <p>2 改正後の7. (1)の規定は、この改正規定施行の日以後に上場市場の変更申請を行う者から適用する。</p>	<p>7. 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) 第1項の規定において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、<u>1. (1)から1. (4)までの規定に準じて行うものとする。この場合において、本所は、Q-Boardへの上場時から上場会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場の変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において、株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を受けた場合又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあっては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a～e (略)</p> <p>f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(d)の(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>特別注意銘柄等</u></p> <p>第11号の2に規定する次のaからdまでに掲げる審査は、当該aからdまでに定める事項その他事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a 第11号の2 aに規定する<u>内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないかどうかの審査</u></p> <p>事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性</p> <p>b 第11号の2 bに規定する<u>内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a～e (略)</p> <p>f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(d)の(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>特設注意市場銘柄等</u></p> <p>第11号の2に規定する次のaからcまでに掲げる審査は、当該aからcまでに定める事項その他事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a 第11号の2 aに規定する<u>改善の見込みがないかどうかの審査</u></p> <p>事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性</p> <p>b 第11号の2 bからdまでに規定する<u>改善の見込みがなくなったかどうかの審査</u></p>

査

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

c 第11号の2 c 及び d に規定する内部管理体制等が適切に整備されていると認められないかどうか又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

3. の2 (3) 及び前 b に定める事項

d 第11号の2 e、f 及び g に規定する内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められないかどうかの審査

3. の2 (3) に定める事項

(12) 上場契約違反等

a 第12号 a に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は同規則第14条の3第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は第14条の3第5項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号 a に該当することとなること。

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

c 第11号の2 c 及び e に規定する内部管理体制等の改善がなされなかったかどうかの審査

株券上場廃止基準の取扱い3. の2 (3)

a から g に掲げる事項

(新設)

(12) 上場契約違反等

a 第12号 a に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

ロ・ハ (略)

(b) 前号のほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項(同規則第14条の3第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(c) (略)

b～f (略)

(13)～(18) (略)

(19) 反社会的勢力の関与

a 企業行動規範に関する規則の取扱い4.

(1)の規定は、第19号に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係について準用する。

b (略)

3. の2 第3条の5 (特別注意銘柄の指定及び指定解除) 関係

(1) 第1項の規定に基づく特別注意銘柄の指定は、次のaからeまでに掲げる場合において、当該aからeまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a (略)

b 第1項第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

c 第1項第3号に掲げる場合

次の(a)から(c)までに定める事項

(a)～(c) (略)

d 第1項第4号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

e 第1項第5号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

ロ・ハ (略)

(b) 前号のほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(c) (略)

b～f (略)

(13)～(18) (略)

(19) 反社会的勢力の関与

a 企業行動規範に関する規則の取扱い3.

(1)の規定は、第19号に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係について準用する。

b (略)

3. の2 第3条の5 (特設注意市場銘柄の指定及び指定解除) 関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次のaからeに掲げる場合において、当該aからeに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a (略)

b 第3条の5第1項第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

c 第3条の5第1項第3号に掲げる場合

次の(a)から(c)に定める事項

(a)～(c) (略)

d 第3条の5第1項第4号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

e 第3条の5第1項第5号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

(2) 第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のfに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(第3項、第6項又は第9項の審査において「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと本所が認めた場合にあっては、本所がその都度定める書面)をいう。

(2)の2 第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b(a)に規定する本所が定める場合とは、a又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに掲げる場合をいう。

a 本則市場の上場会社

(a) 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等(直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。)に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(b) 株券上場審査基準第4条第1項第5号又は第6号に適合していない場合。この場合において、株券上場審査基準第4条第1項第5号中「上場日」とあるのは、「直前の四半期会計期間又は事業年度(直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。)の末日」と、株券上場審査基準第4条第1項第6号中「基準事業年度(有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)」とあるのは、「直前事業年度」と読み替える。

b Q-Boardの上場会社

(2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のfに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(第3条の5第3項又は第6項の審査において「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと本所が認めた場合にあっては、本所がその都度定める書面)をいう。

(新設)

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(2) の 3 第 4 項第 2 号 b (b)、第 7 項第 2 号 b 及び第 10 項第 1 号 b (b) に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第 2 条第 1 項第 5 号に定める債務超過の状態となった場合 (新設)

(2) の 4 第 10 項各号に掲げる審査の区分については、次の a から c までに定めるところによる。 (新設)

a 第 10 項第 1 号に定める第一回目の審査

第 4 項第 2 号 b 又は第 7 項第 2 号の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者についての同条第 9 項に定める内部管理体制等の審査

b 第 10 項第 1 号に定める第二回目の審査

前号の審査の結果に基づき、第 10 項第 1 号 b の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者についての第 9 項に定める内部管理体制等の審査

c 第 10 項第 2 号に定める第三回目の審査

前号の審査の結果に基づき、第 10 項第 1 号 b の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者についての第 9 項に定める内部管理体制等の審査

(2) の 5 第 12 項に規定する本所が定める日とは、次の a から c までに掲げる区分に従い、当該 a から c までに掲げる日をい (新設)

う。

a 第12項第1号に定める場合

第12項第1号に規定する上場市場  
の変更の日

b 第12項第2号に定める場合

第12項第2号に規定する本所が定  
める基準に適合していると本所が認め  
た日

c 第12項第3号に定める場合

第12項第3号に規定する本所が定  
める基準に適合していると本所が認め  
た日

(3) 第3項、第6項及び第10項に規定す  
る内部管理体制等の審査は、株券上場審査基  
準の取扱い1. (2) b、c、d、4. (1)  
a、b又はcの規定に準ずる事項(特別注意  
銘柄の指定後における上場有価証券の発行  
者の会社情報の適時開示等に関する規則及  
び企業行動規範に関する規則の遵守状況及  
び遵守を確保するための体制の整備及び運  
用の状況を含む。)その他の事情を総合的に  
勘案して行う。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(4) (略)

(3) 第3条の5第3項及び第6項に規定す  
る内部管理体制等の審査は、次のaからgま  
でに掲げる事項その他の事情を総合的に勘  
案して行う。

a 内部監査又は監査役による監査など、業  
務執行に対する監査の体制の状況及び当  
該監査の実施の状況

b 経営管理組織又は社内諸規則の整備な  
どの内部管理体制の状況

c 経営に重大な影響を与える事実等の会  
社情報の管理状況及び当該会社情報に係  
る適時開示体制の状況

d 企業行動規範に関する規則第2章の規  
定の遵守を確保するための体制の状況

e 有価証券報告書の作成その他会計に関  
する社内組織の整備及び運用の状況

f 法令等の遵守状況

g 特設注意市場銘柄の指定後における上  
場有価証券の発行者の会社情報の適時開  
示等に関する規則の遵守状況

(4) (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、<u>(j) から (k) まで、(k) の3、(m) の7又は (n) に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</u></p> <p>(a) ~ (j) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(j) の2 (略)</u></p> <p>(k) (略)</p> <p><u>(k) の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項12号b(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する(同基準第3条の2第3項による場合を含む。)おそれがあると本所が認める場合((k)の3に掲げるときを除く。)</u></p> <p><u>(k) の3 (略)</u></p> <p><u>(k) の4 上場会社(上場外国株券及び上場外国株預託証券等の発行者並びに株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の4において同じ。)が、</u></p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、<u>(j)、(j)の3、(k)、(k)の2、(m)の7又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</u></p> <p>(a) ~ (j) (略)</p> <p><u>(j) の2 株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合</u></p> <p><u>(j) の3 (略)</u></p> <p>(k) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(k) の2 (略)</u></p> <p><u>(k) の3 上場会社(上場外国株券及び上場外国株預託証券等の発行者並びに株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の2において同じ。)が、</u></p>

株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他  
上場会社が株式事務を本所の承認する  
株式事務代行機関に委託しないことと  
なるおそれがあると本所が認める場合

(1)～(n) (略)

b (略)

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他  
上場会社が株式事務を本所の承認する  
株式事務代行機関に委託しないことと  
なるおそれがあると本所が認める場合

(1)～(n) (略)

b (略)

(2)～(4) (略)

**株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する  
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係</p> <p>(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（h）の2、（h）の3、<u>（j）</u>から<u>（k）</u>まで、<u>（k）の3</u>、（m）の7又は（n）のいずれかに該当するとき</p> <p>b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（a）から（h）まで、（i）、<u>（k）の2</u>及び<u>（k）の4</u>から（m）の6までのいずれかに該当するとき（（d）にあつては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）</p> <p>c （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係</p> <p>(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（h）の2、（h）の3、<u>（j）</u>、<u>（j）の3</u>、<u>（k）</u>、<u>（k）の2</u>、（m）の7又は（n）のいずれかに該当するとき</p> <p>b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（a）から（h）、（i）、<u>（j）</u>の2及び<u>（k）の3</u>から（m）の6のいずれかに該当するとき（（d）にあつては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）</p> <p>c （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>